

扶養状況調査(検認)のお知らせ

共済組合では2年に1度扶養状況調査(検認)を実施しており、令和6年度は扶養状況調査(検認)の年となります。扶養状況調査(検認)の際には扶養状況等を確認するため、被扶養者の収入に関する各種書類等(写し)の提出をお願いしておりますので、被扶養者の収入がわかる書類を紛失しないよう大切に保管いただくようご協力をお願いいたします。

なお、具体的な内容については、今後の『共済だより』で掲載する予定です。主な提出書類については以下のとおりです。

- 給与収入(パート、アルバイト)の場合……給料明細書 令和4年7月～令和6年6月まで
- 個人事業主の場合……確定申告時の書類一式
- 年金受給者の場合……年金決定通知書、年金改定通知書など
- その他共済組合が必要とする書類

